

鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則の改正について

1 改正の理由

住民基本台帳カード（有効期間 10 年）の新規発行が終了してから、10 年が経過したことに伴い、「鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則」を改正するものである。

2 改正の内容

有効期間が満了した場合等においてその効力を失った住民基本台帳カードは本人確認書類として利用できないため、本人の情報が記録されている特定歴史公文書の利用請求時に提示又は提出を求めている本人確認書類から「住民基本台帳カード」を削除する。

3 改正箇所

鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則別記第 1 号様式

4 施行期日

公布の日